

国指定漫湖鳥獸保護区
漫湖特別保護地区
指定計画書

平成19年11月 1日
環境省

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

漫湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

漫湖鳥獣保護区のうち、沖縄県那覇市所在県道那覇内環状線と国場川左岸との南側交点を起点とし、同所から同県道を東進し国場川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み県道11号線との交点に至り、同所から同県道を南進し国場川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み饒波川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し豊見城市道2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み饒波川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み国場川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し起点に至る線よりに囲まれた区域（豊見城市字豊見城西原1146番地を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

漫湖鳥獣保護区は、南西諸島最大の島である沖縄島の南部を流れる国場川と饒波川の合流地点に位置し、合流地点に形成された河口干潟等の湿地からなる漫湖とその周辺陸域で構成される。干潟には底生生物が豊富に生息しており、周辺域にはマングローブ林が分布している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとする9目28科101種の鳥類が採餌及び休息の場として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少種の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、漫湖は、汽水域特有の稚魚やカニ、ゴカイ等の底生生物が豊富に生息していることから、多くの鳥類の採餌及び休息の場として利用されており、とりわけ、シギ・チドリを始めとする水鳥の渡来地として重要な区域となっている。また、クロツラヘラサギ、ツクシガモ等の希少種も、漫湖を生息の場として利用している。

このように、当該区域は、漫湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2. 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

(2) 保全事業の目標

漫湖特別保護地区では、指定当時に比べ渡り鳥の渡来数が大幅に減少している。この原因については、上流からの土砂の流出及びマングローブ林が拡大したことによる干潟面積の減少が指摘されていることから、干潟の適切な管理及び干潟の自然環境の改善を目指す。

(3) 保全事業の対象区域

漫湖特別保護地区の全域。

(4) 保全事業の内容

渡り鳥の生息地の保護及び整備を図るために、渡り鳥の生息に適した干潟及び周辺地域の状態を回復・維持するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。さらに、関連する事業として、底生生物等の調査、地域住民への普及啓発、土砂の浚渫や支障木の除去等を実施する。なおこの事業は、渡り鳥の生息に適した自然環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、渡り鳥の生息に適した干潟及び周辺地域の状態を、調査により明らかにするとともに、渡り鳥の生息に適した干潟及び周辺地域の状態を回復・維持するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。関係地方公共団体（沖縄県、那覇市、豊見城市）は、区域内に整備されている漫湖水鳥・湿地センターを拠点として、底生生物等の調査や地域住民への普及啓発を実施し、また、沖縄県は、河川管理の一環としての土砂の浚渫や支障木の除去等を実施する。

(5) 環境変化の概要

1980年代に比べ、漫湖では埋め立て、マングローブ林の拡大及び漫湖に流れ込む国場川と饒波川の上流部の開発行為に伴う土砂の流入による干潟面積の減少が生じており、また、漫湖周辺では市街化に伴う緑地帯の減少が生じている。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

漫湖鳥獣保護区における鳥類の季節毎の1日当たりの最大飛来数総数は、1987年には7,548羽（特殊鳥類等生息環境調査XI〔沖縄県：2000年〕）

であったが、2000年には1、818羽（特殊鳥類等生息環境調査Ⅺ〔沖縄県：2000年〕）と減少している。これらは、採餌及び休息の場となる干潟の面積の減少、周辺の市街化及び道路の建設による環境の悪化等によるものと指摘されている。

3. 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 58ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	—ha
農耕地	—ha
水面	58ha
その他	—ha

イ 所有者別内訳

国有地	—ha
地方公共団体有地	—ha
私有地等	—ha
公有水面	58ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、沖縄県那覇市と豊見城市の市境に位置し、国場川と饒波川の合流地点に形成された河口干潟等の湿地からなる漫湖の全域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、那覇市を流れる国場川と饒波川の合流地点に位置し、両河川から流れ込んだ泥土の堆積が進み、干潮時には干出する泥質の干潟が発達している。

ウ 植物相の概要

当該区域の南側、饒波川の河口域にはメヒルギが優占したマングローブ群落が成立している。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類はシギ・チドリ類を始めとする9目28科101種が確認されている。

魚類は、9目24科42種が確認されており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のキララハゼが確認されている。

底生生物（貝類・甲殻類等）は、35種が確認されており、モモイロサギガイ、オキシジミ（「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」において、それぞれ絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類）等、7種の希少種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

- | | |
|-------------|----|
| ① 特別保護地区用制札 | 8本 |
| ② 案内板 | 3基 |

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	NT
		○ リュウキュウヨシゴイ	
		○ ゴイサギ	
		○ ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		○ アマサギ	
		○ ダイサギ	
		○ チュウサギ	NT
		○ コサギ	
		クロサギ	
		○ アオサギ	
	トキ科	○ クロツラヘラサギ	CR
カモ目	カモ科	ツクシガモ	EN
		カルガモ	
		コガモ	
		○ オナガガモ	
		ハシビロガモ	
		キンクロハジロ	
		スズガモ	
		アヒル	
		バリケン	
タカ目	タカ科	○ ミサゴ	NT
		ツミ	
		○ サシバ	EN
	ハヤブサ科	○ ハヤブサ	VU、国内希少
		チョウゲンボウ	
ツル目	クイナ科	○ バン	
チドリ目	チドリ科	コチドリ	
		○ シロチドリ	
		○ メダイチドリ	
		○ オオメダイチドリ	
		○ ムナグロ	
		○ ダイゼン	
	シギ科	○ キョウジョシギ	
		ヨーロツパトウネン	
		○ トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		アメリカウズラシギ	
		ウズラシギ	
		○ ハマシギ	
		○ サルハマシギ	
		オバシギ	
		ミユビシギ	
		エリマキシギ	
		オオハシシギ	
		ツルシギ	
		○ アカアシシギ	VU
		○ コアオアシシギ	
		○ アオアシシギ	
		クサシギ	
		タカブシギ	
		○ キアシシギ	
		○ イソシギ	
		○ ソリハシシギ	
		○ オグロシギ	
		○ オオソリハシシギ	
		○ ダイシャクシギ	
		○ ホウロクシギ	VU
		○ チュウシャクシギ	
		○ タシギ	
	セイタカシギ科	○ セイタカシギ	VU

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ソリハシセイタカシギ	
	カモメ科	○ ユリカモメ ウミネコ ○ ズグロカモメ ハジロクロハラアジサシ ○ クロハラアジサシ オニアジサシ ○ コアジサシ	VU VU、国際希少
ハト目	ハト科	○ キジバト ○ ズアカアオバト カワラバト	
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマシヨウビン ○ カワセミ	
スズメ目	ツバメ科	ツバメ ○ リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	ツメナガセキレイ キセキレイ ○ ハクセキレイ	
	ヒヨドリ科	○ シロガシラ ○ ヒヨドリ	
	モズ科	アカモズ	EN
	ツグミ科	○ イノヒヨドリ ○ シロハラ	
	ウグイス科	○ ウグイス オオヨシキリ キマユムシクイ メボソムシクイ ○ セッカ	
	ヒタキ科	エゾヒタキ	
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	
	シジュウカラ科	○ シジュウカラ	
	メジロ科	メジロ ○ リュウキュウメジロ	
	ホオジロ科	アオジ	
	ハタオリドリ科	○ スズメ	
	ムクドリ科	○ ギンムクドリ	
	カラス科	ハシブトガラス	
	カエデチョウ科	シマキンパラ	
合計(種)	9	28	101

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 特天: 国指定特別天然記念物
 レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 特定外来: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

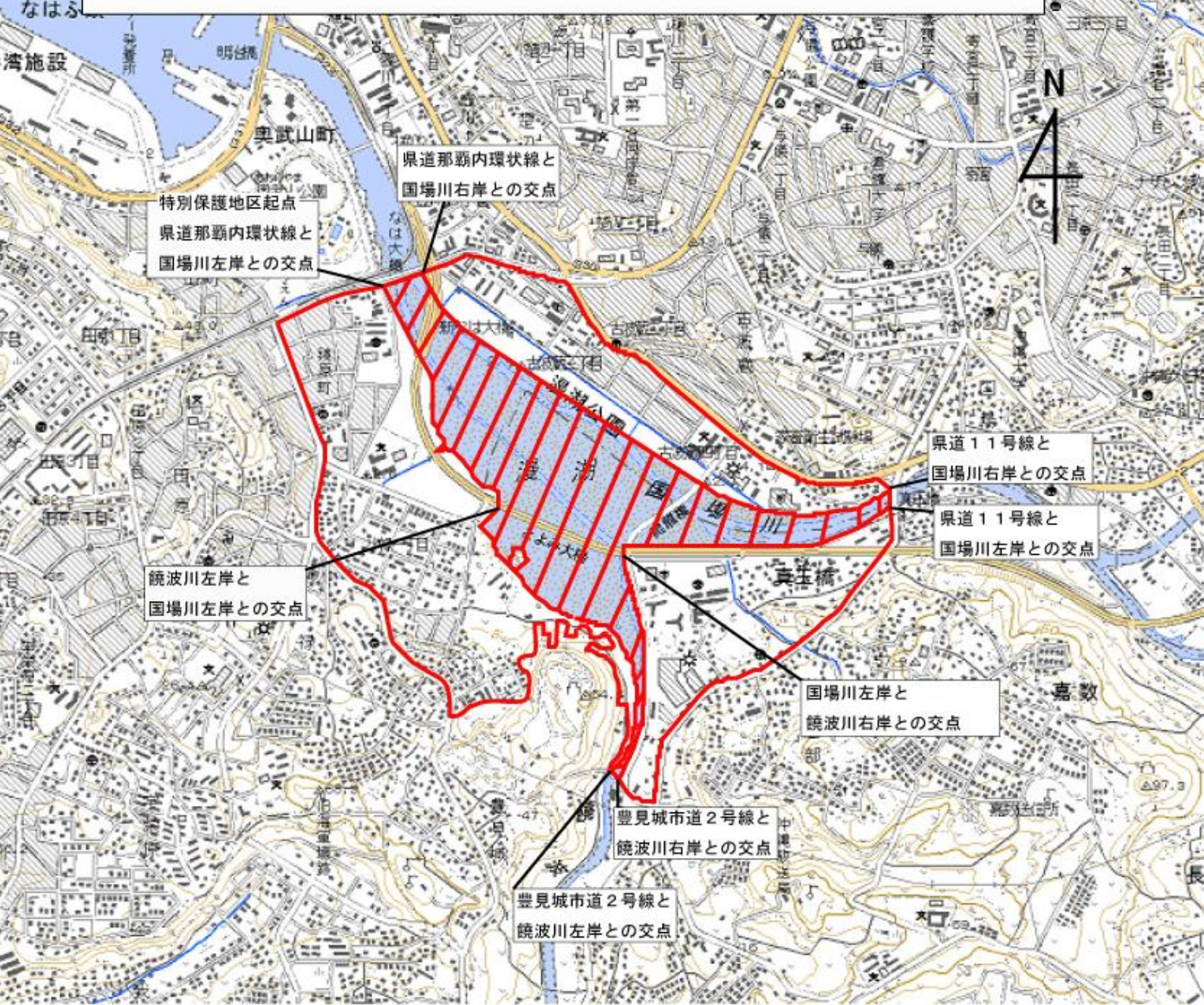
イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ目	オオコウモリ科	オリオオコウモリ	
ネコ目	ネコ科	イエネコ	
	ジャコウネコ科	ジャワマンゲース	特定外来
合計(種)	2	3	3

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天:国指定天然記念物
 - 特天:国指定特別天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 - CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号に特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定漫湖鳥獣保護区特別保護地区域説明図



0 2km

凡	例
	鳥獣保護区
	特別保護地区

漫湖鳥獣保護区のうち、沖縄県那覇市所在県道那覇内環状線と国場川左岸との南側交点を起点とし、同所から同県道を東進し国場川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み県道11号線との交点に至り、同所から同県道を南進し国場川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み饒波川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し豊見城市道2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み饒波川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み国場川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し起点に至る線より囲まれた区域（豊見城市字豊見城西原1146番地を除く。）